田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

り

◇ 告 示

ページ

○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(2件)【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】

2

北九州市告示第322号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収及び支出について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月26日

北九州市長 武 内 和 久

	指定公金	事務取扱者	指定公金事	指定公金事	
施設の名称			務取扱者と	務取扱者に	委託期間
旭良の名称	名称	住所	して指定し	公金事務を	安託朔间
			た日	委託した日	
文化記念公	総合緑地	北九州市	令和6年4	令和6年4	令和6年4
園管理棟	建設株式	小倉南区	月1日	月1日	月1日から
文化記念運	会社	大字合馬			令和7年3
動場		3 0 1 番			月31日ま
文化記念庭		地			で
球場					

北九州市告示第323号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する

令和6年7月26日

北九州市長 武 内 和 久

	指定公金	事務取扱者	指定公金	指定公金	
歩きのタ			事務取扱	事務取扱	
施設の名	57 €hr		者として	者に公金	委託期間
称	名称	住所	指定した	事務を委	
			日	託した日	
北九州市立	松ケ江プー	北九州市門	令和6年	令和6年	令和6年
松ケ江プー	ル運営委員	司区大字畑	7月1日	7月1日	7月1日
ル	会 会長	2066番			から同年
	樋口恵二	地			9月2日
北九州市立	朽網プール	北九州市小			まで
朽網プール	運営委員会	倉南区朽網			
	会長 幾	東一丁目 2			
	野謙治	番13号			
北九州市立	藤ノ元プー	北九州市若			
藤ノ元プー	ル運営委員	松区今光二			
ル	会 会長	丁目16番			
	濱谷正人	1 4 号			
北九州市立	小石プール	北九州市若			
小石プール	運営委員会	松区小石本			
	会長 鹿	村町20番			
	瀬島昌弘	1号			
大池プール	大池プール	北九州市八			

運営委員 会	 幡西区鷹の
	第二丁目1
	5番2号
	北九州市八
	幡西区三ケ
	森四丁目4
田久佰	番 1 7 号
株式会社コ	北九州市八
アズ北九州	幡西区黒崎
支社 支社	城石3番7
長 長井	号
亮	
特定非営利	北九州市八
活動法人	幡東区昭和
北九州スポ	一丁目1番
ーツクラブ	5 号
ACE 理	
事長 上村	
英樹	
北九州ふよ	北九州市小
う株式会社	倉北区浅野
代表取締	二丁目14
役 野田武	番 1 号
次郎	
総合緑地建	北九州市小
設株式会社	 倉南区大字
	 合馬 3 0 1
	番地
彦	
	ア支長亮特活北一A事英北う、役次総設、で、社、長、非法州クE、州式表野、緑式表山九支井、営人スラ、上、ふ会取田、地会取田州社、利、ポブ理村、よ社締武、建社締和